

令和3年1月20日

組合員各位

合同労働組合ユニオンジャパン
執行委員長 佐藤英一郎

臨時活動報告

令和3年1月14日付けにて、本組合結成後初めての団体交渉の申し入れ事案が発生いたしましたので、その活動をここに報告します。

1. 団体交渉申し入れの経緯

東京都品川区に所在する「キャンディクリーナース株式会社」の従業員 M さんは、2019年6月18日に同社へ入社後、同社が経営するクリーニング店で、受付、接客、タグ付け、洋服点検、シフト作りなどの業務に従事してきました。

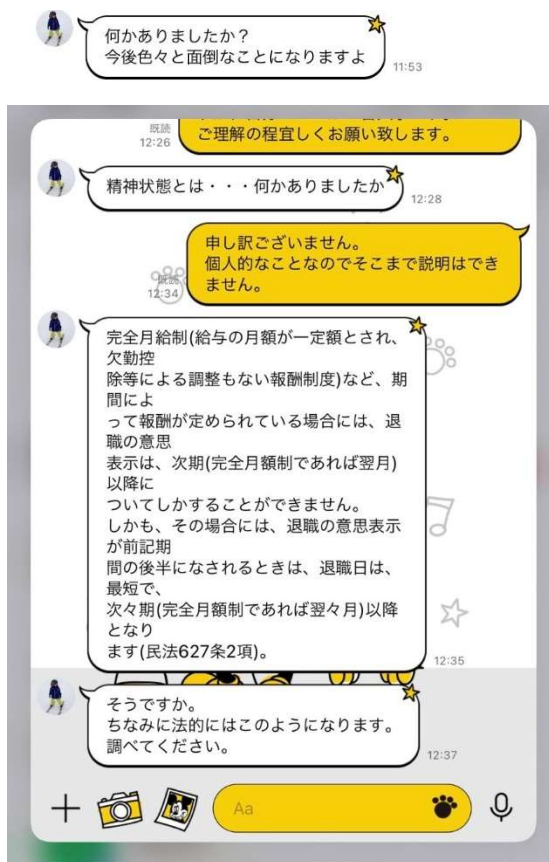
正社員が M さん 1 人だったため様々な業務負担が生じていましたが、会社が体制を改善する様子は全くなく、10 日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日間、時季を指定して有給休暇を取得させることが義務付けられたにも関わらず、有給休暇は一日も消化できていない状況でした。

心身に疲れを感じた M さんは、2020 年 10 月に退職の申し入れをするものの、聞き入れてもらえず、さらには 2021 年 1 月 10 日にベテランアルバイトが急遽退職（実際は、業務の過酷さに耐え兼ね同年同月 10 日を境に音信不通になったようである）したため、M さんに掛かる業務負担は限度を超え、意を決した M さんは同年同月 13 日、心身の不調を理由に退職を申し入れました。退職日は民法規定を遵守し、2 週間以上先の同年同月 31 日を指定しました。また、入社以来一日たりとも有給休暇を消化していなかった M さんは、退職日までの期間について有給休暇の消化申請もしました。

そのことに対し会社は、体調を気遣う訳でもなく、心身の不調に対して、「精神状態ですか・・・何かありましたか」など、無神経な回答をよこすとともに、一方的に以下のような連絡をしてきました。

結成当初から組合員であった M さんは、一人では解決できないと思い至り、ついに団体交渉の申し入れを決意し、同年同月 14 日、団体交渉を申し入れました。

【会社（代表取締役社長）からの連絡】



(提供：Mさん)

2. 団体交渉

同年同月 15 日、団体交渉開始。

まず経過の事実確認を行い、以下について説明をしました。

①2019年12月に付与された年次有給休暇10日間のうち5日間を、2020年12月までの間に時季を指定して取得させなかったことは違法行為である。

②Mさんに送信した内容は改正前の民法規定であり、何を伝えたいのか全く不明瞭である。改正民法では、「完全月給制であっても解約の申入れの日から二週間を経過することによって雇用契約は終了する」こととなった。

その結果、会社はMさんが求める退職条件に同意し、同年同月31日を以って退職することが確定しました。

会社はときに独りよがりな考えを労働者に押し付けてきます。会社からの連絡に対して、Mさんは、「もう怖くて体が震えてきてしまいます…」と言われていました。皆さんも泣き寝入りせずに一緒に闘いましょう。